

## 加茂市不育症治療費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦（事実婚を含む。以下同じ。）が受ける不育症検査及び不育症治療（以下「不育症治療等」という。）に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 医療費助成の対象となる者は、不育症治療等を受けた夫婦であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 医療機関において不育症と診断され、治療の必要性が認められたもの。

(2) 治療期間及び申請日において、妻または夫婦両方が加茂市内に住所を有しているもの。原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

(3) 市税等を滞納していないもの。

(4) 他の都道府県及び市区町村において、当該不育症治療等に係る医療費助成を受けていないもの。

### (対象となる治療等)

第3条 対象となる治療は医師が必要と認めたものであって、不育症治療等に係る医療費の医療機関に支払った額とする。

ただし、入院費、食事料、文書料、消費税等及び母子健康手帳交付日以降の治療費は助成の対象とならない。

### (助成の額)

第4条 助成額は、不育症治療等に要した費用に対し、1年度20万円を限度とする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、治療終了後、速やかに別記第1号様式「不育症治療費助成事業補助金申請書」に別記第2号様式「不育症治療費助成事業受診等証明書」を添付して、市長に申請を行うものとする。

### (助成の決定)

第6条 市長は申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知する。

### 附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施し、適用する。

2 この要綱は、令和5年4月1日以後に実施された不育症検査及び不育症治療について適用する。